

壱岐市

# 高齢者福祉計画 第8期 介護保険事業計画

概要版

= 令和3年度～令和5年度 =

高齢期になっても

その人らしく

自立した日常生活を続けていけるよう

地域で支え合い

健康で安心して暮らせる

まちづくりの実現



令和3年3月  
長崎県 壱岐市

# 1 計画の策定にあたって

我が国においては、今後も高齢化の更なる進行が予測されており、それに伴い、介護保険サービスの利用者及び費用も年々増加傾向にあります。

このような中、高齢者福祉分野においては、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することが重要となっています。

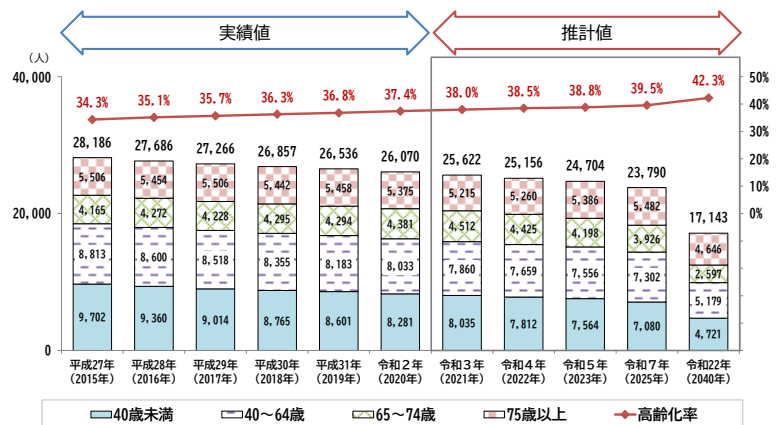
本市においては、「吉崎市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けてもらうために、介護保険サービスの質の向上と高齢者福祉策の充実に取り組んできました。

この度策定する「吉崎市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」においては、団塊世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年といった将来的な地域の姿を見据えつつ、これまでの取組みの更なる充実を図ることとします。

## 2 高齢者等の状況と将来予測

### (1) 総人口及び高齢者人口の推移と将来予測

令和2年3月末時点における本市の総人口は26,070人となっており、平成27年3月末と比較すると2,116人減少しています。また、今後の人口推計では、人口は緩やかに減少していくことが予測され、令和22年(2040年)には17,143人となる推計となっています。



一方、高齢化率は緩やかに増加を続け、令和22年(2040年)には42.3%となる推計となっています。

### (2) 認定者の推移と将来予測

認定者数の推計では、数年は横ばいの傾向で推移していくことが予測されますが、人口減の影響が大きく、令和22年には2,000人を下回る推計となっています。

	第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総数	2,248	2,250	2,245	2,258	2,276	2,288	2,251	1,979
要支援1	277	261	251	250	254	250	247	214
要支援2	351	365	367	369	371	373	366	320
要介護1	464	453	467	462	461	470	461	406
要介護2	358	378	374	377	379	375	369	325
要介護3	356	360	352	346	350	354	348	313
要介護4	279	262	278	293	298	302	298	263
要介護5	163	171	156	161	163	164	162	138

### 3 計画の基本的な考え方

本計画の理想像として掲げる基本理念、及びその達成に向けた基本目標は以下の通りです。

#### 【基本理念】

高齢期になっても その人らしく  
自立した日常生活を続けていけるよう  
地域で支え合い  
健康で安心して暮らせる まちづくりの実現

#### 【基本目標】

基本目標 1	地域のつながりが感じられる	まちづくり
基本目標 2	高齢者が生きがいを感じられる	まちづくり
基本目標 3	高齢者がやさしさを感じられる	まちづくり
基本目標 4	高齢者に安心感がうまれる	まちづくり

### 4 施策の展開

#### 基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり

##### (1) 高齢者を地域で支える環境づくり

高齢者が安心して地域で生活を送るためには、公的なサービス提供だけではなく、より身近な存在である地域住民の手助けが必要となります。地域の住民一人ひとりが共助の担い手として地域福祉活動に取り組むことにより、高齢者に対してきめ細かな支援や見守りを行うことができます。

本市は、「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、2030年の未来を見据えた事業を展開している中で、SDGs の「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、将来に渡って安心して住み続けられるまちづくりを進めるための取組として、地域住民が主体となる、まちづくり協議会を設立し、お互いに連携・協力して地域住民の福祉の増進、地域の課題解決に向けた取組が行われています。

民生委員等との連携を図り、独居高齢者宅等への定期的な訪問、買い物支援等を行っている地域もあり、高齢者の安否確認及び日常の生活支援に大きく寄与しています。

今後も、支援を必要とする高齢者が、生活の場である身近な地域において、公的サービスだけでなく住民同士のふれあいや助け合い、支え合いによる重層的な支援を受けながら生活することができるよう、住民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりを行っていきます。

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制」（厚労省資料）のことで、第6期計画（平成27年度～）から本計画の期間では「地域包括ケアシステムの構築・深化・推進」を共通した理念として様々な取組を実施しており、本計画においても令和7年（2025年）（団塊世代の多くが後期高齢者となる）及び令和22年（2040年）（団塊ジュニア世代の多くが高齢者となる）を見据えて、地域包括ケアシステムの更なる深化をめざして、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進します。また、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けて様々な取組を推進することとしています。

今後はさらに高齢化が進展していく中、安全・安心でいきいきと高齢者が生活できている令和22年（2040年）を迎えることができるよう、サービス供給体制の整備、地域コミュニティの発展、問題解決に向けた様々な主体による連携体制の確保を更に推進します。

## (3) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。

また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、まちづくり協議会をはじめボランティアグループやサービス事業者を支援する等、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通じた自立支援の仕組みを構築していきます。さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、「介護離職ゼロの実現」を念頭に、以下にあげる基本的理念を踏まえた本市における地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を推進していきます。

### 地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携推進のための体制整備
- ◆日常生活を支援する体制の整備
- ◆高齢者の住まいの安定的な確保

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、公的なサービスを基本としながら、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割を持って活躍し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。本市においても国の指針に基づき地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり

### (1) 高齢者の社会参加への支援

高齢者のこれまでの経験や能力、豊富な知識・技能を活かすことができる地域づくり活動などを通じて、高齢者の社会参加などの機会の充実に努めます。また、高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、元気高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

### (2) 健康寿命の延伸や健康づくりの推進

高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、医療費や介護給付費等、社会保障費の増大が続いていることから、生活習慣病の発症予防と重症化予防、及び身体機能の維持・向上等により健康寿命を延ばすことが必要です。

高齢者自身が、自分の健康状態や病気を正しく理解し、生活習慣を改善して、重症化の予防・生活機能の維持を図るための啓発事業を積極的に推進していきます。

### (3) 高齢者福祉施策の充実

外出支援サービス事業をはじめとした「在宅福祉事業」や「交通費助成事業」、「健康増進事業」等、高齢者福祉施策の充実を図ります。

### (4) 施設福祉の充実

介護保険施設や在宅サービスの充実を図るとともに、老化の進み具合やケアの必要性に応じた住まいの整備とサービス付高齢者向け住宅や福祉施設の整備など含め検討します。

また、老人福祉法に基づくやむを得ない事由により保護を必要とする方の発生に備え、関係事業所と連携し体制を整えます。

### (5) 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

避難支援については、災害発生時に避難等が困難な高齢者等への支援が円滑に行うことができるように、災害時要配慮者避難支援体制の整備を図ります。また、大規模な感染症の発生時に備え、平時から事態を想定した事前準備を周到に行うとともに、関係者間による情報共有及び連携体制の確保に努めます。

## 基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり

### (1) 地域支援事業の充実

地域支援事業とは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組や生活支援体制の整備、医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において実施している事業です。

本市においても地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の更なる充実を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざします。

## (2) 総合事業の実施

総合事業では、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。

また、住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実や利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって認定に至らない高齢者の増加をめざし、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開によって要支援状態からの自立促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化をめざします。

介護支援専門員や地域包括支援センターが個別のケアマネジメントを行うためには、総合事業の多様なサービスを行う団体・事業者等と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、サービス提供体制の整備、関係者相互の情報交換のための体制の整備等、円滑な提供を図るための体制を整備します。

## (3) 包括的支援事業の充実

①地域包括支援センターの機能強化	適切な人員配置や地域包括支援センターが行う業務の周知、事業に関する評価・点検等を実施し、センターの機能強化を図っていきます。
②地域ケア会議の開催・推進	高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員、保健・医療の専門職、福祉の専門職、民生委員、自治公民館長、ボランティア、行政職員等の参加によって、多様な観点から検討することで、高齢者等の地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。
③在宅医療・介護連携の推進	吉岐医師会在宅医療推進部会へ委託している在宅医療・介護連携推進事業にて、今後も ICT を活用した在宅医療・介護を支援する体制を充実させ、総合相談窓口を設置し、24 時間 365 日体制の在宅医療・介護及び看取りまでのサービスを提供できる体制づくりを推進します。
④認知症施策の推進	地域包括支援センターに設置された認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の早期診断・早期対応とともに、地域包括支援センターによる相談対応等、認知症の人と家族の会との協働事業や、登録システム・地域見守りシステム・緊急システムを有するいきいきあんしんネットワークの充実等により認知症になっても安心して生活できる地域の実現をめざします。
⑤生活支援サービスの体制整備	生活支援サービスや社会参加への多様なニーズに対して、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ります。
⑥総合相談支援業務	高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持できるよう、本人や家族及び地域の民生委員等からの相談への対応や、サービス事業者や関係機関及び関係団体とのネットワーク構築、現状把握と課題の共有に努めます。
⑦権利擁護業務	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度等の利用支援等を通して、高齢者の権利擁護に努めるとともに、高齢者への虐待防止とその対策、消費者被害の防止及び対応に努めます。
⑧包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員や介護サービス事業者等への日常的な支援、困難事例に関する相談・助言・指導・研修等を行うことで、包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるように後方支援するとともに環境整備を行っていきます。

## (4) 任意事業

「介護用品給付事業」、「高齢者見守り支援事業」、配食サービス等「地域自立生活支援事業」、「地域安心見守り事業」等の事業を推進します。

## (5) 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表

厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用して、医療・介護サービスの情報に加えて地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や、事業・サービス内容について積極的に情報発信するよう努めます。

# 基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり

## (1) 介護給付の適正化

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるように、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修の点検、介護給付通知等を実施します。

## (2) 人材の確保と資質の向上

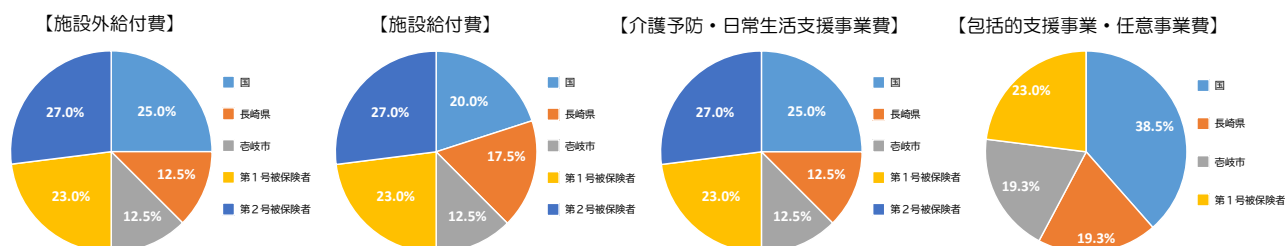
市内の介護人材の育成を目的として、介護福祉士養成校の設置により、介護福祉士の資格取得、留学生の受け入れなどを引き続き行い、安定的に人材を確保できる体制づくりや人材育成の更なる充実をめざします。

また、県及び事業者などと連携し、介護分野の社会的評価の向上及び人材確保に関する課題や意識の共有を図ります。

さらに、事業者やサービス従事者の資質向上に向け研修などを実施し、サービスの質の向上に向けた取り組みを支援します。

## (3) 介護保険事業の財源構成

全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。第8期計画期間中においては、第1号被保険者の負担割合は23.0%となっています。



#### (4) 介護保険料の設定

所得区分	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	0.5	3,245	38,900
第2段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入金額+合計所得金額)が120万円以下	0.6	3,894	46,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入金額+合計所得金額)が120万円超	0.75	4,867	58,400
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円以下	0.9	5,841	70,000
第5段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円超	<b>基準額</b>	<b>6,490</b>	<b>77,800</b>
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	7,788	93,400
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満	1.3	8,437	101,200
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満	1.5	9,735	116,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上	1.7	11,033	132,300

## 5 計画の推進

### 1 計画の推進と進行管理

計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本市における介護保険事業運営上の諸問題などの協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。

### 2 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

### 3 地域住民、関連団体、事業者等との連携

地域住民の多様な活動への参加を支援するとともに、まちづくり協議会、高齢者を支援する各種ボランティア団体、社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、事業者との連携を推進し、効率的なサービス供給体制の確保に努めます。

彦岐市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版）

発行日：令和3年3月 発行・編集：彦岐市 保健環境部 保険課

〒811-5392 長崎県彦岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

TEL：(0920) 45-1157 (代) FAX：(0920) 45-0996

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>